



NO. 180

2008. 6. 15.

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会

(別名 大阪市手をつなぐ親の会)

大阪市天王寺区東高津町 12-10

大阪市立社会福祉センターB1F

発行責任者 笹野井 庸夫

TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623

「大阪市障害者支援計画

後期計画(平成二十年度～二十三年度)」の策定

大阪市健康福祉局障害者施策部

障害福祉企画担当課長 東一久恵

大阪市では、障害のある人が個人として尊重され、その権利を実現し、持てる力を発揮して社会参加するとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、平成十五年度に策定した「大阪市障害者支援計画」に基づき、様々な施策を推進してきました。

また、障害者雇用促進法の改正や発達障害者支援法の施行など障害のある人の支援に関わる施策も大きく変わってきたことを受け、この間の社会情勢の変化や、新たな法律や制度に適切に対応するため、この「大阪市障害者支援計画」について、本年三月に「大阪市障害者支援計画後期計画(平成二十年度～二十三年度)」として改定しました。

この計画は、大阪市における障害のある人に関わる施策の基本的方向性を示す総合的な計画であり、基本方針である、障害のある人の「個人としての尊重」「権利実現に向けた条件整備」「地域での自立生活の推進」の実現を目指し、平成二十三年度までに達成すべき課題を掲げ、その達成に向けた施策の方向性や重点的に取り組む施策を示しており、本市の関係部署間の連携した取り組みはもちろんのこと、国、大阪府をはじめとする関係機関、当事者団体、福祉関係団体や福祉・保健・医療・教育・労働等の関係団

体や関係機関、さらには企業・経済団体等と連携し、本計画の推進を図っていくこととしています。

紙面の関係上、ここでは概要のみの紹介となりますが、計画の詳細については、大阪市健康福祉局のホームページに全文を掲載していますので、ぜひお読みください。

【権利擁護と当事者活動支援】

障害のある人は、病院や職場など生活のいろいろな場面でいじめや人権侵害を受けることが多く、また、ひとりで判断することが難しいためにいろいろなサービスが利用できずに困ることがあるので、障害のある人の権利を守る制度を充実します。

- ① 相談体制の充実
- ② 後見的支援事業の利